

宅地造成及び特定盛土等規制法に 基づく既存盛土等調査について

第18回 横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会

建築局 宅地審査課

令和7年8月20日

本日の内容



明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

- I 委員会の概要
- II 委員長の選任
- III 第17回会議録等の確認
- IV 意見聴取事項（宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等調査について）
 - 1 既存盛土等調査の流れ・本市の状況
 - 2 既存盛土等分布調査結果について
 - 3 応急対策の必要性判断について
 - 4 安全性把握調査の優先度評価について
- V 事務連絡

I 委員会の概要



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

(1) 委員会について

設置目的

横浜市における宅地開発行政の一層の充実並びにがけ地及び宅地造成等の防災対策の促進を図るため、市長の附属機関として設置します。

設置根拠

- (1) 横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会条例
- (2) 横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会運営要綱

委員任期

3年

横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会条例（抜粋）

第1条（設置）

横浜市内の宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第2条第2号から第4号に規定する宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積をいう。以下同じ。）に伴う災害（法第2条第5号に規定する災害をいう。以下同じ。）を防止するため、市長の附属機関として、横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

I 委員会の概要



明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

(2) 委員の紹介

氏名	専門分野	所属
浅野 志穂	森林科学	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 研究ディレクター(国土保全・水資源研究担当)
稲垣 秀輝	地盤工学	株式会社環境地質 代表取締役会長
海老原 佐江子	法律	城南かがやき法律事務所 弁護士
齊藤 広子	不動産学	横浜市立大学 国際教養学部 教授
白木 克繁	砂防学	東京農工大学 農学部 地域生態システム学科 准教授
杉山 文章	農業土木	神奈川県土地改良事業団体連合会 専務理事
早野 公敏 (新任)	地盤工学	横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門 教授
二木 幹夫	建築・土木構造	一般財団法人 ベターリビング 総括役

Ⅱ 委員長の選任



明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会条例第6条に基づき、委員の互選により委員長を定めます。

横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会条例（抜粋）

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。